

一度も施術を受けていないのに 解約時に違約金を請求された！

相談事例

1ヵ月前に25万円のエステティックコースを勧められ、現金一括払いで契約した。
その後仕事が忙しく利用できずにいたため、サロンへ解約を申し出たところ、
違約金として2万円が差し引かれた解約清算書を渡され、返金額は23万円と説明された。
一度もエステティック施術を受けていないのに、2万円の違約金請求は違法ではないのか。

モヤモヤ



特定商取引法で規制される『特定継続的役務提供に該当するエステティック契約*』では、
クーリング・オフ期間を過ぎてからの解約申出の際に、以下の違約金が発生します。

- 役務提供(施術)前であれば 2万円
- 役務提供(施術)後であれば 2万円 または 契約残額10% のいずれか低い額

特定継続的役務提供契約では、消費者保護のため消費者に対し「中途解約権」が認められています。

消費者は、役務提供契約期間内であれば、いつでも解約をすることができます。

そのため事業者は、中途解約によって発生する費用(違約金や損害賠償金)を、特定商取引法で定められた上限額の範囲内であれば、消費者に請求することが認められています。

*特定継続的役務提供に該当するエステティック契約とは？

役務提供期間が 1ヵ月 を超え かつ 契約金額が 5万円 を超える契約

例) 契約期間：2025年9月25日～2025年10月31日 / 契約金額：55,000円

契約金額には、入会金や施設利用料などを含む役務の対価のほかに、役務の提供に必要な関連商品や税金などが含まれます。推奨商品は、クーリング・オフや中途解約対象外のため契約金額に含まれません。

下記条件のエステティック契約は『特定継続的役務提供』に該当しません ※クーリング・オフ制度の対象外

- 都度払い(役務提供や商品利用ごとに都度支払いを行い、自分のペースで通え自由にやめられる)
- 契約期間は 1ヵ月 を超えるが、契約金額が 5万円以内(契約期間：2ヵ月 / 契約金額：50,000円)
- 契約金額は 5万円を超えるが、契約期間が 1ヵ月以内(契約期間：20日 / 契約金額：60,000円)
- 「セルフエステ」や「セルフ脱毛」など(消費者自身で美容機器などを使用することを目的としているため)

但し、役務提供期間を政令の定める期間内(エステティックの場合1ヵ月以内)とし、1ヵ月ごとに契約を更新する方法(追加契約)で役務提供を行うなど、実質的には消費者を継続的に拘束すると判断される場合は、特定継続的役務提供契約と見なされることがあります。